

会 議 録

会議の名称	第 35 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	令和 3 年 3 月 30 日(火)14:00～15:00
開催場所	市役所本庁 7 階 第 1・第 2 委員会室
出席委員	依田委員、岡松委員、高倉委員、福澤委員、山本委員、小幡委員、福永委員、道祖委員、平山委員、谷川委員(代理：筑豊維持出張所 岩切 様)、鍋島委員、右田委員、溝口委員、小松委員、本松委員、梶原委員
欠席委員	なし
事務局職員	堀江都市建設部部長、中村都市建設部次長、西岡都市計画課長、城戸都市計画課長補佐、本松都市政策係長、都市計画課職員 2 名、都市施設整備推進室大井主幹、都市施設整備推進室職員 1 名
	<p>城戸課長補佐</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和 3 年第 35 回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は本日の進行役を務めさせていただきます、都市計画課課長補佐の城戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>引き続き、部長よりあいさつを申し上げます。</p> <p>堀江都市建設部部長</p> <p>皆様こんにちは。都市建設部部長の堀江でございます。</p> <p>本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は次第書でございますように、付議事項が 1 件、報告事項が 3 件ございます。</p> <p>以前から、本審議会にてご説明いたしておりました案件の進捗状況について、引き続きご報告をさせていただくものとなっております。</p> <p>本日も皆様方の忌憚のないご意見を賜りながら、本市の都市計画を進めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上、甚だ簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。</p> <p>課長補佐</p> <p>それでは、本審議会の成立について、ご報告いたします。</p> <p>本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 16 名に出席して頂いておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、会議が成立しております事をご報告いたします。</p>

また、本日、代理の出席が1名ございます。
国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 事務所長の谷川 征嗣 委員につきましては、委任状をいただいております、代理で筑豊維持出張所 管理第二係長の 岩切 一慶 様にご出席をいただいております。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料として

次第書が1枚、それから議案第1号「筑豊広域都市計画市場の変更について(飯塚市決定)」が1綴り。報告第1号「飯塚駅周辺整備について」が1綴り。報告第2号「用途地域見直し方針について」が1綴り。報告第3号「飯塚市都市計画基本方針等について」が1枚、飯塚市都市計画マスタープラン〔改訂版〕(素案)が1綴り、分野別・ゾーン別対比表が1綴り、飯塚市緑の基本計画〔改訂版〕(素案)が1綴り。最後に《用語解説》が1綴り。

以上、合計9種類の資料となっております。

また、申し訳ございませんが、本日、資料の差し替え、追加がございます。

机上でお配りしております、委員名簿と当日配布資料「飯塚駅周辺地区整備方針概要図」をご覧ください。

まず、委員名簿をご覧ください。飯塚警察署の鍋嶋 隆之さまの職名が交通課長から交通第一課長に変更となっております。確認をよろしくお願いいたします。

次に、当日配布資料としまして「飯塚駅周辺地区整備方針概要図」をご覧ください。

こちらにつきましては、報告第1号「飯塚駅周辺整備について」の参考資料として、JR 飯塚駅を中心とした半径 800m 以内の区域に都市機能を誘導することを示しております。

資料の不足は、よろしいでしょうか？

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言される時は挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ちいたしますので、お名前を述べられてからご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、依田会長に議事の進行を移したいと思います。

依田会長、よろしくお願いいたします。

議長 (依田会長)

皆さんこんにちは。次第に沿って議事を進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は付議事項が1件、報告事項が3件となっております。

それでは、「議案第1号 筑豊広域都市計画市場の変更について(飯塚市決定)」こちらについて事務局よりお願いします。

議案第1号(都市施設整備推進室：大井主幹)

都市施設整備推進室 主幹をしています大井と申します。お願いいたします。

議案第1号「筑豊広域都市計画市場の変更について(飯塚市決定)」の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本件は平成30年度に飯塚市都市計画審議会で審議いただき、平成31年4月15日に告示いたしました、新卸売市場の都市計画市場決定に関連して、現卸売市場の都市計画市場決定を廃止する付議事項でございます。

前回、令和2年11月25日開催の第34回飯塚市都市計画審議会でご報告させていただきましたとおり、平成30年度の都市計画審議会以降、内容に大きな変更はございませんが、その内容についてご説明させていただきます。

資料は「議案第1号 筑豊広域都市計画市場の変更について(飯塚市決定)」の表紙の資料になります。

構成としましては1枚目が計画書、2枚目が理由書、3枚目が総括図、4枚目が位置図、5枚目6枚目が計画図、7枚目が新旧対照図、8枚目、9枚目が計画概要、最後10枚目が経緯の概要でございます。

それでは、説明を行ってまいります。

まず、資料1枚目、計画書についてです。施設名称1番の現卸売市場を廃止し、施設名称2番の新卸売市場を1番に繰り上げるものです。

次に2枚目理由書についてです。平成31年4月15日に都市計画市場の変更を行っています新市場は、3月31日に竣工し、5月3日に運用を開始します。現市場は移転後に廃止するため、今回都市計画市場の変更を行うものです。

次に3枚目、4枚目、5枚目、6枚目になります。都市計画図についてですが、総括図と位置図と計画図を添付しています。最初に総括図、次のページ4ページが廃止市場を赤枠で囲んだ位置図、次のページが廃止後となる現市場敷地周辺の計画図、次の6ページが新市場の計画図になります。

次に7枚目は廃止する現卸売市場を黒枠で囲み、拡大した新旧対照図となります。

次に、8枚目は筑豊広域都市計画市場の変更（飯塚市決定）概要版その1です。（背景）についてですが、現卸売市場は、建設から45年超を経過し、施設の更新・建て替え時期を迎えており、また農林水産省が示す安全・安心な生鮮品流通を目指すためには、コールドチェーンなどの整備が不可欠であり、施設の再整備が喫緊の課題となっています。現在、食の安全・安心や環境・防災対策等の社会的要請も高まりを見せており、多様化する生産者や消費者等のニーズへ柔軟に対応するためには、市場施設の全体的な見直しが必要であるため、卸売市場を移転新築するものです。

（都市計画決定の趣旨）についてですが、建築基準法第51条において、「都市計画区域内においては、卸売市場の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と規定されているため、平成31年4月15日に公示いたしました、新卸売市場の都市計画市場決定に伴い、今回、現卸売市場の都市計画市場を廃止しようとするものです。（場所）につきましては、現卸売市場の所在地の飯塚市菰田西3丁目6番1号になります。

（施設概要）についてですが、現卸売市場につきましては、
現市場の概要

開場年月日：昭和45年4月1日

敷地面積：64,231㎡

施設規模：18,099㎡

（青果部：13,532㎡、水産物部：3,258㎡、花き部1,309㎡）

となります。

続きまして、資料9枚目、筑豊広域都市計画市場の変更（飯塚市決定）概要版その2について説明させていただきます。

資料の左は、地方卸売市場移転先と現在地の場所を航空写真で示したものでございます。

資料の右のスケジュールについてですが、順調に建築工事が進み、3月31日に竣工し、引越し等を行った後、5月3日に新卸売市場を開場する予定です。

次に資料10枚目が都市計画変更の経緯の概要についてです。

原案の縦覧を9月4日から9月18日まで行い、意見募集を行いました。が、意見の申出がありませんでしたので、公聴会は中止となりました。

11月25日の都市計画審議会で報告後、1月14日に福岡県と事前協議し、2月4日に福岡県からの事前回答後、都市計画案の公告・縦覧を2月8日から2月22日までおこないましたが、縦覧者はいませんでした。本

日の都市計画審議会の付議のあと、県との法廷協議、4月に告示予定となっております。

以上議案第1号「筑豊広域都市計画卸売市場の変更について（飯塚市決定）」の説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

以上、付議事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

委員一同

異議なし。

議長

それでは次に、「報告第1号 飯塚駅周辺整備について」事務局よりお願いします。

報告第1号（都市施設整備推進室：大井主幹）

はい。続きまして、報告第1号「飯塚駅周辺整備について」の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本件は事業を進めてまいります、飯塚駅周辺整備の状況及び今後のスケジュール等について、報告させていただくものでございます。

資料は「報告第1号 飯塚駅周辺整備について」の表紙の資料になります。

構成としては1枚目が当該地区活性化に関する提言、2枚目が活性化基本方針、3枚目が事業進捗状況、4枚目が課題の概要図、5枚目が現況調査を付した周辺平面図、6枚目が現況写真、7枚目がスケジュールでございます。

それでは、説明を行ってまいります。

まず、資料1枚目、当該地区活性化に関する提言についてです。

平成30年10月に地域住民によって意見が反映したまちづくりを推進することを目的として設立された「JR飯塚駅周辺地区活性化を考える会」から数度のワークショップを経て、市に提言書が提出されました。提言内容は記載の4点で、

- ・ JR飯塚駅周辺活性化を図るため、201号バイパス、バス路線、鉄道路線の交通の連携や利便性を活かし、交通ネットワークの拠点であるJR飯塚駅の機能強化を検討すること。

・ J R 飯塚駅周辺地区は、人口減少及び高齢化が進行し、空き店舗の増加など地区の活力が低下していることが課題となっていることから、卸売市場敷地を含めた J R 飯塚駅周辺地区は、居住者の利便性が向上する施設を整備・誘導し、将来的に定住促進、人口増加につながる中心拠点にふさわしい賑わいの創出を図ること。

・ 上記の施設整備・誘導には、民間活力を積極的に活用すること。

・ 計画だけで未整備となっている都市公園は必要性を再度検討し、見直しを含め効率的・効果的な公園整備をすること。
というものでした。

次に 2 枚目 菰田・堀池地区活性化基本方針についてです。

提言を受け、提言内容を考慮し、菰田・堀池地区のまちづくりの指標となる基本的な考え方をまとめた「菰田・堀池地区活性化基本方針」を平成 30 年 12 月に策定しました。

基本方針では、菰田・堀池地区の空間づくりにあたって、まちづくりのコンセプトを踏まえ、記載の

- ・ JR 飯塚駅の交通結節点機能の強化
- ・ 飯塚市地方卸売市場の移転後の敷地を活用したまちづくり
- ・ 長期未整備となっている都市計画公園の再配置
- ・ JR 飯塚駅と飯塚市地方卸売市場敷地間の回遊性の向上
- ・ 恵まれた広域公共交通軸を活かした都市連携の拠点づくり
- ・ 民間活力の積極的な活用

を整備を進めるうえでの配慮事項としております。

次に 3 枚目 飯塚駅周辺地区活性化に向けての事業進捗状況についてです。こちらはこれまでにこの事業に関して完了した業務、及び現在進行しており、来年度完了する業務となります。

当該地は国土調査未実施の地域もございますので、事前調査として「JR 飯塚駅周辺測量業務」「地方卸売市場敷地用地境界確定業務」を平成 30 年度に完了しております。

地方卸売市場敷地周辺道路等〔歩道・公園〕基本設計業務は、卸売市場敷地に隣接する道路に歩道がありませんので、安全性と飯塚駅間との回遊性の向上のため、接続する道路の交差点等改良を含めた道路改良と、都市計画決定されておりますが未着手である都市計画公園の西菰田公園（トライアルの道向かい、ガソリンスタンド敷地周辺）を卸売市場敷地に移して整備を行おうと、基本設計業務を本年度完了しております。この道路及び公園整備は、先ほど説明しました提言及び基本方針に沿った整備を図るものでございます。

地方卸売市場都市計画決定は、先ほど付議の審議をしていただきまし

た、現卸売市場廃止の決定でございます。

飯塚駅周辺整備基本計画策定支援業務は本年度から来年度にかけて委託を行っており、この内容を基に、来年度飯塚駅周辺整備基本計画を策定いたします。

次に4枚目飯塚駅周辺地区都市構造再編集中支援事業-課題の概要図-についてです。

飯塚駅周辺整備については、国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業の交付金を活用することを見込んでおります。飯塚駅周辺、卸売市場周辺、その他西町天道線の整備・改良事業をその対象事業にと考えており、それぞれの現状課題と今後の対応策を整理したものになります。

次に5枚目飯塚駅周辺平面図についてです。

こちらは先ほど説明させていただきました、飯塚駅周辺整備基本計画策定支援業務委託の中で、飯塚駅周辺の現地調査を実施しており、状況を整理したものでして、次の6枚目は、各地点の写真集になっております。

最後に7枚目飯塚駅周辺地区活性化基本計画策定スケジュールについてです。

最上段は、飯塚駅周辺整備基本計画策定支援業務委託のスケジュールです。

2段目は、活用する交付金、社会資本整備総合交付金の事業である、都市構造再編集中支援事業のスケジュールとなります。本申請は12月となる予定です。

3段目は、飯塚駅周辺整備基本計画策定スケジュールです。3月に素案の予定としておりましたが、現在素案を検討しているところでございます。今後の予定としては、6月頃に案をまとめ、9月頃に修正案を作成し、1月頃に策定する予定としております。

4段目は、飯塚駅周辺整備基本計画策定にかかる内部会議のスケジュールです。基本計画策定においては、関係する市内部部署で「飯塚駅周辺整備基本計画策定委員会」を組織し、協議を行っております。素案、案、修正案等作成後、適宜に委員会を開催し、協議する予定にしております。

最後の5段目は、この都市計画審議会での基本計画策定にかかる報告スケジュールになります。今後予定として、7月頃に案の報告を行い、12月頃に最終案の報告をさせていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上報告第1号「飯塚駅周辺整備について」の説明を終わります。

議長

はい、どうもありがとうございました。

以上、報告事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

委員一同

異議なし。

議長

それでは次に、「報告第 2 号 用途地域見直し方針について」事務局よりお願いします。

報告第 2 号（都市計画課：西岡課長）

はい。それでは、報告第 2 号「用途地域見直し方針について」のご説明をさせていただきます。

私は、都市計画課 課長の西岡といたします。よろしくごお願いいたします。座って説明させていただきます。

飯塚市におきましては、令和 3 年～4 年にかけて、全市的に用途地域の見直しを検討しております。

本日は、資料に沿って、用途地域の見直しの方針について、ご説明させていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。

左上になりますが、1 用途地域見直し方針 1-1 見直し方針と基準の整理となります。

【飯塚市の土地利用誘導に関する課題】としましては、

課題 1：土地利用計画に則した適切な土地利用誘導

課題 2：市街地のスプロール化の抑制

課題 3：市街地内農地の保全

課題 4：都市防災

課題 5：産業活動を支える適切な土地利用誘導

の 5 つの課題が考えられます。

見直しの方針としましては、将来像の実現に資する用途地域の見直し（コンパクトシティ、持続可能な都市の実現）、現況土地利用に則した用途地域の見直し（市民生活との乖離解消）の 2 つとしております。

また、見直し基準となる項目ですが、土地利用タイプ分類と整合しているか開発圧力の状況と整合しているかなどの 8 項目としております。

次に、1-2 見直しにあたっての考え方ですが、5 つの考え方といたしまして、

(1) 市街化を目的とした用途地域の拡大は行わないこととする
持続可能な拠点形成に向けた集約型土地利用のコントロールを第一義とします。

(2) 用途地域指定の解除は行わないこととする
非線引き都市計画区域である本市においては、用途地域の指定を解除することは、土地利用規制を緩めることとなり、無秩序な開発を許容することになってしまうため、用途地域の指定解除は行わないことを基本的な考え方とする。

(3) 見直しの段階は2段階を基本とする
見直しを行うにあたっては、現状の土地利用の急激な変更は望ましくないため、2段階の変更を上限とすることを基本的な考え方とする。

(4) 見直し案の妥当性の指標
見直しを行った際の妥当性については、不適格建築物の発生率を指標とし、過去（おおよそ10年前程度）から現在に建築された建物について、見直し後に不適格となるかを指標とすることを基本的な考え方とする。

(5) 見直し案の調整について
持続可能な都市の実現の観点から、住・商・工の面積割合に大幅な変更がないように見直しを行います。

次に2 用途地域見直し基準の分析 土地利用タイプ分類や開発圧力、現況乖離などの基準から、用途地域見直し基準に則した分析方法と抽出した地片数を示しております。

3 用途地域変更案の検討については、3-2 見直し要件について
早急に見直しが必要となることが考えられる要件になります。

要件1：施設統廃合があった区域や、開発等の構想（跡地の利活用等）がある区域

要件2：土地利用方針（都市計画マスタープラン及び立地適正化計画）との整合が図られていない。

要件3：現行の用途地域で既に問題が生じている（開発圧力が高い箇所）

の3つの要件としており、不適格発生状況等から変更案を整理し、12地区を変更地区としております。

3-4 調整事項としまして、用途変更種別が変更となる区域についてです。

(1) 変更の妥当性

(2) 商業系用途地域指定の必要性の整理を行い、

(3) 変更区域については、

■周辺地域のまちづくり方針及び見直しの考え方として整理し、周辺の建物の建築年、構造、階数等より、「建替えの促進」と「指定用途地域の有効性の適用」を課題として整理し、エリアごとにまちづくり方針を設定しております。

特に2ページの中段の図ですが、■用途地域見直し案となります。左側が現行となります。菰田・堀池地区の市場跡地についてですが、準工業地域の用途地域となっており、現時点では、10,000㎡以上の大規模集客施設が建てられないエリアとなっております。

民間活力の活用ということで、大規模集客施設の誘致を行っており、市内に点在する商業施設を集約するため、商業地域への用途変更の見直しを検討していくこととしており、見直しの中でも特に急ぐ案件となります。

次に3ページをお願いします。4 見直し検討結果ですが、4-1 見直し検討後の面積ですが、下段の円グラフが分かりやすいかと思いますが、住居系が76.9%から81.8%と面積が増加しており、商業及び準工業地域の面積が全体として減少となっております。

4ページ以降につきましては、現行と見直しを図で示したものと、参考資料としまして、商業系の用途地域指定の必要性の整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

議長

はい。どうもありがとうございました。

以上、報告第2号の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

私からひとついいでしょうか。この変更に対するスケジュールはどういう風に考えていますでしょうか。

本松都市政策係長

私からご説明いたします。都市政策係長の本松と申します。用途変更につきましては、令和3年度4年度に渡って、令和4年度いっぱいでの変更となります。

議長

はい。分かりました。他にご質問やご意見はよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

はい、報告第2号については以上となります。

引き続きまして、「報告第3号 飯塚市都市計画基本方針等について」事務局よりお願いします。

報告第3号（都市計画課：西岡課長）

それでは、報告第3号「飯塚市都市計画基本方針等について」のご説明をさせていただきます。

飯塚市都市計画マスタープラン【改訂版】（素案）について説明いたします。

2ページをお願いいたします。

計画マスタープランとは、市町村が都市計画法（第18条の2）に基づいて、市民の意見を反映させながら、都市施設の整備方針等、基本的な方向性を示したまちづくりの総合的な指針です。

役割としては、将来の都市の姿を示すものであり、市が決定する具体の都市計画の指針となります。また、市民主体のまちづくりの指針となっております。

3ページをお願いいたします。

改訂の背景としましては、策定から10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢の変化や法令の改正、都市の状況、まちづくりにおける最上位計画である「飯塚市総合計画」の改訂や「飯塚市立地適正化計画」の策定など、本市を取り巻く状況が変化していることから、こうした状況に的確に対応する内容とするため、改訂を行うものです。

4ページをお願いいたします。

計画の位置づけとしましては、「第2次飯塚市総合計画」「筑豊都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（福岡県決定）」などの上位計画を踏まえ、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。目標年次につきましては、概ね10年後の、2031（令和13）年为目标年次とします。

5ページをお願いいたします。

対象区域につきましては、市全域を対象範囲といたしております。

計画の構成につきましては、第2章「全体構想」は、市全体の目指すべき都市目標像とそれを支える土地利用、拠点整備等の本市の都市計画の総合的な推進を図るための指針を定めます。

第3章「ゾーン別まちづくり構想」は、地域住民や事業者、行政が協働して、地域の生活環境の向上や魅力づくり等に取り組む指針として、ゾ

ーン別のまちづくりの方針を定めるものです。

6 ページをお願いいたします。

これまでのまちづくりの主な取組として、土地利用、拠点整備、交通ネットワーク、水・緑・歴史のまちづくり、安全・安心して暮らせるまちづくりの分野において進めております。

引き続きまして、第1章 飯塚市の現況と課題についてご説明させていただきます。

第1章につきましては、本市の現況を整理し、また令和元年度には市民意向を反映した計画内容とするため、市民の目から見たまちづくりの評価や本市が抱える問題・課題など、今後のまちづくりの方向性を明らかにすることを目的に市民アンケート調査を実施しております。

38 ページをお願いします。

都市の特性、市民意向、社会情勢の変化を踏まえ、まちづくりの課題を「都市活力の維持」「暮らしやすい環境の創出」「安全で安心なまちづくり」「都市の魅力創出」「多様な主体によるまちづくり」の視点で整理しております。

次に、第2章 全体構想についてご説明させていただきます。

40 ページをお願いいたします。

「1-1 まちづくりの理念」については、まちづくりの理念として、多様な連携を図り、コンパクトなまちを形成することが、健幸と共生社会の実現に寄与するものであると考えられることから「健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図るコンパクトなまちづくり」としております。

41 ページをお願いいたします。

都市目標像は、まちづくりの理念を踏まえ、多様な連携を進めつつ、コンパクトなまちづくりを目指す都市のすがたとして「拠点連携型都市（多様な連携によるコンパクトシティ）」とします。

42 ページをお願いいたします。

まちづくりの基本目標は、まちづくりの理念と第2次飯塚市総合計画におけるまちづくりの基本理念を勘案し、「共生」、「活力」、「魅力」をキーワードとして以下の3つの基本目標、「誰もが安心して暮らせる共生のまち」「未来を創る活力あるまち」「住みたくなる住み続けたくなる魅力あるまち」としております。

44 ページをお願いいたします。

将来都市構造は、同じ土地利用の特性をもった地域のまとまりである「ゾーン」、市民の日常生活を維持し多様な活動を支える「拠点」、人々の多様な交流や円滑な移動を支える「連携・交流軸」の3つで構成するものとしております。

45 ページをお願いいたします。

ゾーン区分の考え方として、自然災害に対する安全性、将来人口密度、都市的利便性など様々な視点から各地域の特性を把握し、同じ土地利用特性をもった地域を一つのゾーンとして設定しております。

46 ページをお願いいたします。

前項の考え方に基づき、同じような土地利用特性を持つ土地をひとまとまりの地域としてゾーンを「まちなかゾーン」「市街地ゾーン」「やすらぎ居住ゾーン」「自然・環境コミュニティゾーン」の4つに区分しております。

47 ページと 48 ページをお願いいたします。

市民の日常生活を維持・向上させ、多様な活動を支える「拠点」は、9つの拠点を位置づけております。中心拠点、地域拠点、コミュニティ拠点、暮らし維持拠点、学術・研究開発拠点、工業拠点、歴史観光拠点、レクリエーション拠点、スポーツ・レクリエーション拠点としております。

49 ページをお願いいたします。

広域都市圏や市内の拠点間を結び、人々の様々な交流や円滑な移動を支える主要な道路や公共交通網を、各役割・機能分担に応じて連携・交流軸として設定します。広域連携・交流軸と地域連携・交流軸の2つに区分しております。

50 ページをお願いいたします。

将来都市構造図を示しております

51 ページをお願いいたします。

分野別方針は、まちづくりの基本目標で設定した3つの基本目標に対応し、市域全体におけるまちづくりの方針として6つの分野で示します。なお、都市計画マスタープランの方針は「土地利用の方針」「拠点整備の方針」「交通体系整備の方針」「水・緑・歴史のまちづくりの方針」「上下水道・供給処理施設等整備の方針」「都市防災・防犯の方針」の6つとしております。

次に、第3章 ゾーン別まちづくり構想についてご説明させていただきます。

第2章の全体構想に掲げた「都市づくりの基本目標」を達成するためには、分野別方針に基づく取組を市全体で進める一方で、地域課題に対応したより具体的、かつ、きめ細かいまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、本章では、ゾーンごとに地域特性や課題を踏まえ、まちづくりの目標を明らかにし、地域住民や事業者、行政が協働して、地域の

生活環境の向上や地域資源を活かした魅力づくり等に取り組む指針として、ゾーン別のまちづくりの方針を定めるものです。

また、別紙配布資料「分野別・ゾーン別対比表」をお願いいたします。前回、委員会において、ゾーンごとの「目標」や「方針」等が、第2章の全体構想のどの「方針」に基づいたものかわかる資料を、とのご意見をいただいておりますので、対比表を作成しております。各ゾーンごとに関連する第2章の方針を記載しておりますので、内容の確認をされる際、ご活用ください。

次に、第4章 計画の実現化に向けてについてご説明させていただきます。

120 ページをお願いします。第4章計画の実現化に向けて、まちづくりの理念である「健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図るコンパクトなまちづくり」の実現に向けて、行政だけでなく、まちの主役である市民との協働や事業者、大学等との連携によるまちづくりを推進していきます。その内容として、まちづくりに関する情報の共有、市民協働のまちづくり、事業者・大学との連携、広域的な取組における調整・連携を図るものとします。

126 ページをお願いします。

ここでは、本計画の評価と見直し方法について記載しております。本計画は目標年次を10年後である2031年、令和13年としていますが、社会経済動向の変化や「第2次飯塚市総合計画」等の上位計画の動向及び各種事業や施策の進捗状況等を見ながら、評価・検証を行い、柔軟に計画の内容の見直しを行うものとします。

引き続き、「飯塚市緑の基本計画（改訂版 素案）」について、ご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

第1章 計画の概要についてご説明させていただきます。

まず、緑の基本計画の今回の策定の背景と目的を記載しております。本市では平成23年2月に飯塚市緑の基本計画を策定しましたが、10年が経過し、社会・経済情勢及び都市状況の変化やまちづくりにおける最上位計画である「第二次飯塚市総合計画」の改定、本市を取り巻く状況が変化したことに伴い、こうした状況に対応するために改訂を行うものであります。

2 ページをお願いいたします。

ここでは、「本計画で対象とする「緑」の種類」について説明しています。本計画では、自然と人の共生空間として緑をとらえ、「自然の緑」、

「農地の緑」、「公園の緑」、「道路の緑」、「建物の緑」の5つの緑を計画の対象としております。

3 ページをお願いいたします。

ここでは、「本計画で着目する「緑」の機能」について説明しています。緑は多様な機能を持っていることから、「環境保全」「生物多様性保全」「まち並み形成」「にぎわい創出」「健幸増進」「子育て・教育」「防災・減災」の7つの機能に分類し定義いたしました。

4 ページをお願いいたします。

まず、上段の項目1-4では、本計画の位置づけについて記載しております。本計画は「第二次飯塚市総合計画」や、本市の各種関連計画との整合性を図り、市民の意見を反映させ策定することとなります。

続きまして、中段の項目1-5では、目標年次について記載しております。目標年次につきましては、先程2ページの改定の背景でもご説明いたしましたが、平成23年2月に策定した計画の改訂を行うものであり、10年後を目標年次とし、令和13年を目標年次としております。

次に、第2章 緑の現況と課題についてご説明させていただきます。本章では、地域特性や市民意向、社会情勢の変化、上位・関連計画に関する整理し、緑に関する課題の抽出を行っております。

32 ページをお願いします。

ここでは、緑の課題の整理を行っております。課題整理の視点としましては、①環境保全 ②生物多様性保全 ③まち並み形成 ④にぎわい創出 ⑤健幸増進 ⑥子育て・教育 ⑦防災・減災 ⑧維持管理・運営で整理しております。

次に、第3章 緑の将来像についてご説明させていただきます。本章では、本計画の柱となる基本理念や、今後の緑の取組全般にかかわる基本姿勢を定めるとともに、基本理念実現に向けた基本目標、目標達成に向けた施策方針について整理を行います。

36 ページをお願いいたします。

「本計画の基本理念」については、「人と自然が共生する豊かで健幸なまち～緑を守り縁ある暮らし～」としております。

37 ページをお願いいたします。

ここでは、「基本姿勢」について、ご説明いたします。

「量から質への転換」、「社会情勢の変化への柔軟な対応」、「緑の多機能化とまち全体での機能共有」、「賢い運用と適切な維持管理」、「市民や事業者との協働による質の向上」の5つの基本姿勢を定めております。

40 ページをお願いいたします。

ここでは、将来像を実現するための緑の確保目標水準を設定します。

本市における2031（令和13）年の緑地面積の目標水準は、施設緑地

が 250.72 h a、地域制緑地が 14,625.77 h a であり、ここから施設緑地・地域制緑地間の重複面積 76.61 h a を除いた 14,799.88 h a を緑地全体の目標水準とします。

また、市域面積に占める緑地面積の割合については、現行の本計画に定められた目標を踏襲し、現状と同程度の約 69% を維持することを目指します。

次ページから、それぞれの緑地の区分の個別の目標水準の設定における考え方について、ご説明いたします。

41 ページでは「施設緑地（公園等）の目標水準」について、ご説明いたします。今回の改訂にあたっては、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第 3 次実施計画」の方針に基づき、策定した「飯塚市公園等ストック再編計画」での目標水準にあわせ、本計画においても、2031（令和 13）年までに公園施設を約 10%（▲19.25 h a）用途変更することを目標水準とします。なお、都市公園は都市公園法の定めにより基本的に用途変更ができず、都市計画法に基づいて設置された開発遊園も現状では用途変更が困難です。このため、児童遊園、都市計画法に基づいて設置されたもの以外の開発遊園、その他の遊公園を再編の対象とし、選定に際しては、公園誘致圏の重複状況や居住誘導区域内の立地有無等を踏まえて行い、サービス水準の低下を防ぐとともに、存続する公園に関しては、改築や新設により魅力ある公園づくりを行うことで、量から質への転換を図っていきます。また、運動場・キャンプ場等については存続を基本とし、ニーズの変化等を加味しながら、今後必要な時期に統廃合等の検討を行います。

42 ページをお願いいたします。

「地域制緑地の目標水準」について、ご説明いたします。山林がその大半を占める市内の地域制緑地は、歴史や文化とともに受け継がれてきた本市の財産であり、本市の豊かさや潤いを形成する重要な要素であることから、現状の面積約 14,626 h a を維持することを目指します。

次に「3-4-2 緑の質に関する目標」です。

なお、本項目についてはタイトルが誤っており「緑の量」ではなく、「緑の質に関する目標」が正しいタイトルとなっております。申し訳ございませんが、訂正方よろしくお願いいたします。

今後は人口や予算規模に合わせて公園等の規模や数量を調整し、量から質へ転換を図っていく必要があるため、緑の質に関する目標を設定しております。

「公園の質に関する満足度」及び「公園に行く頻度」を指標とし、いずれも 2031（令和 13）年に増加することを目指します。

次に、第 4 章 緑の保全及び緑化のための施策についてご説明させて

いただきます。

43 ページをお願いいたします。

本章では本計画の基本理念を実現するために必要な施策をお示ししております。

44 ページをお願いいたします。

ここでは施策の全体像を表形式でお示しております。

施策の整理にあたっては、基本理念「人と自然が共生する 豊かで健幸なまち～緑を守り緑ある暮らし～」に5つの基本姿勢を反映し、更に「環境保全・生物多様性保全・まち並み形成」といった8つの視点ごとに、その基本目標・施策方針に基づいて整理を行いました。

その際、基本姿勢の1つである「③緑の多機能化とまち全体での機能共有」の視点から、個々の施策がどの緑（自然・農地・公園・道路・建物）を対象としたものかも併せて整理しております。

47 ページをお願いいたします。

ここから 55 ページまでは、先程、表形式でお示した施策について、具体的な内容を記載しております。なお、これら施策については、基本的に現行の「緑の基本計画」を踏襲しておりますが、赤字については関係各課対象に行った現行計画に関する「施策レビュー」及び都市マスを踏まえた追記・修正、青字につきましては法改正等を踏まえた追記となっております。

時間の関係上、各個別の施策につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第5章 計画の実現に向けてについてご説明させていただきます。本章では、本計画に基づく取組を着実に実施し、緑の将来像を実現するため、市民・事業者・行政の役割や計画の進行管理に関する事項を定めます。

57 ページをお願いいたします。

ここでは、市民・事業者・行政のそれぞれの役割及び相互の連携について、記載しております。市民・事業者・行政が定められた各々の役割を果たしながら、協働することで、計画を推進し、基本理念の実現を図っていくものです。

58 ページをお願いいたします。

ここでは、計画の進行管理について記載しております。

基本姿勢と基本目標の下で展開されるさまざまな施策について、効果的に進行管理を行うため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）からなる PDCA サイクルによって進行管理を行うことにより、継続的な発展を図ります。

また、進行管理を行う中で、緑を取り巻く社会・経済情勢の大きな変化や上位計画等の見直しにより、計画内容と社会情勢や将来像の間に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとしたします。

長くなりましたが、以上で都市計画基本方針等の説明を終わります。

議長

はい、どうもありがとうございました。

報告第3号について説明がなされました。大きく分けて都市計画マスタープランと緑の基本計画のふたつになりますが、只今の説明に関しまして、委員の皆さまからご質問、あるいはご意見等ありましたらお願いします。

小松委員

理事の小松でございます。

緑について、これは道路にある植木とか、毎年ですね相当なお金がかかるんじゃないかと思えます。公園の手入れもいっしょですけど。そういう計画はちゃんとやっておられるんですかね。そういう費用ですかね。

私は朝歩みよるんですけど。春から秋までずっと木が伸びて、歩みとるのも苦勞するようなどこもいっぱいあります。公園の手入れなんかも特に年がら年中しよかんと草がボーボーで見られないような状況にありますので、手入れをお願いしたいと思えます。

議長

事務局いかがでしょうか。緑の管理の話ですが。

課長補佐

一応ですね、委託等で年間2回ほどさせていただいておりますけれども。そこらへんですね、密にできるようにしていきたいと思えます。

議長

はい、ありがとうございます。

小松委員

市の方で草刈りをする回数が少ないようですので、私はボランティアで関の山とか鳥羽公園とか草刈りをしてます。それでも、素人がしますので切ったあとの始末とかお願いしたいと思えます。

	<p>課長補佐 分かりました。ありがとうございます。</p> <p>議長 他にご意見ご質問等ありませんでしょうか。 この2件については、策定委員会のほうでも議論しておりますが、経過次第また報告するようになるかと思えます。 本日の議事については、以上になります。 それでは事務局に進行をお願いいたします。</p> <p>課長補佐 依田会長、どうもありがとうございました。 また、委員の皆様におかれましても熱心なご審議を頂き、事務局を代表しましてお礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。 今後とも、市政発展のため、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願いいたします。 なお、次回の審議会の予定は、日程が正式に決まりましたら連絡をさせていただきます。 また、本日の報酬につきましては、4月16日(金)に指定の口座へ振り込みをさせて頂くように考えております。 以上で、飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。本日はおつかれ様でございました。 また、最後に、5月いっぱいまで委員の方が改選になります。今までどうもありがとうございました。</p>
会議資料	<p>議案第1号 筑豊広域都市計画市場の変更について（飯塚市決定） 報告第1号 飯塚駅周辺整備について 報告第2号 用途地域見直し方針について 報告第3号 飯塚市都市計画基本方針等について</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者0人)</p>
その他	